

石 今 治

ISHIZUCHI

—ご家族でご覧ください—



能島城跡(国指定史跡)(今治市提供)



潮流体験(今治市提供)



水軍レース大会(今治市提供)

今治市は、「日本最大の海賊」の本拠地:芸予諸島
-よみがえる村上海賊“Murakami KAIZOKU”の記憶-」として
日本遺産に認定されています。

CONTENTS

- ・ **知っておきたい！退職後の共済制度** 2
- ・ 平成30年度 特定保健指導の結果を公表します！ 6
- ・ 人間ドック等申込状況
↳ 注意事項は必ずお読みください！ 7
- ・ **養育特例制度をご存じですか!?** 8
- ・ 接骨院 整骨院のかかり方について 10
- ・ 在職中の障害年金について 11
- ・ 就職シーズン
被扶養者の取消手続をお忘れなく！ 12
- ・ 退職予定者の皆さま
年金者連盟に加入しませんか？ 13
- ・ 入学・修学貸付 随時受付中です！ 14

知っておきたい!

退職後の共済制度

令和元年度退職予定者
相談会全日程終了
参加者379人

退職間近の組合員の皆さまを対象に、退職後の生活設計の参考としていただくため、退職予定者相談会を県内10か所で開催し、先月21日に全日程を終了しました。

この相談会では、退職後に加入する医療保険制度(主に共済

組合の任意継続組合員制度)について、また、年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項について説明を行うほか、個々の事情により確認したいことがある方を対象に、個別の相談会も開催しています。説明会の概要は次のとおりです。

医療保険

退職すると、退職日の翌日から組合員の資格がなくなりますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入を行う必要があります。

今号では、共済組合の任意継続組合員制度について説明します。

任意継続組合員制度とは?

退職後も在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であったこと。

【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時の所属所を經由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

【加入できる期間】

2年間を限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

【掛金について】

短期給付に必要な費用は、組合員と地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた全額が組合員の負担となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。

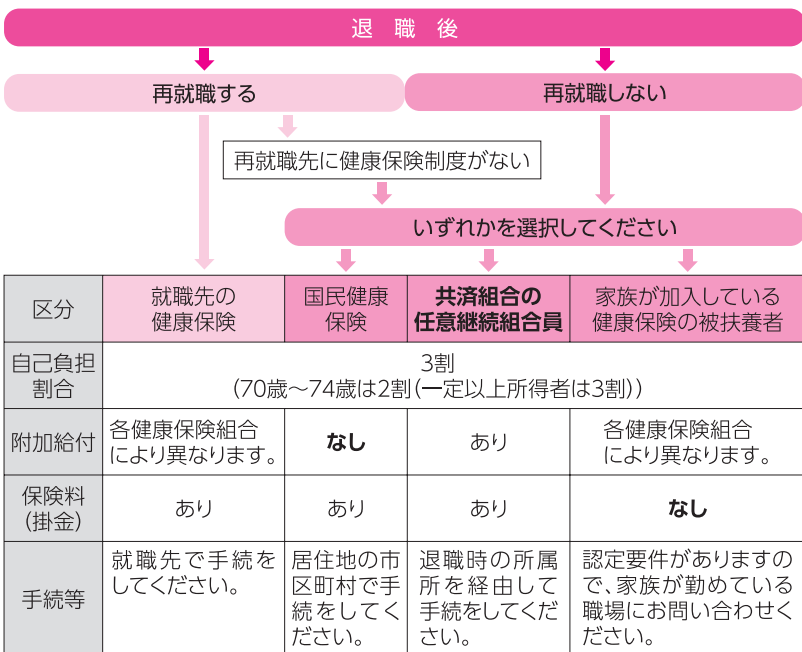
掛金額の算定方法については、次ページを参照してください。

【掛金の納付方法】

毎月払い、半年前納、1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、半年前納、1年前納については、割引制度が適用されます。納付忘れを防ぐためにもお得な前納払いをぜひご利用ください。

【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定されている方は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。



ご注意ください

60歳未満の被扶養配偶者がいる場合

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要が生じます。

手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。

医療費が高額になったとき

医療費の一部の払戻し（自己負担額25,000円を超える部分）が受けられます。手続をいただかなくても、医療機関からの請求をもって届出口座へ送金します。

医療費通知書について

確定申告等で必要とされる場合は、共济組合ホームページから「医療費通知書発行申請書」を印刷し、保健課医療係までご提出ください。

任意継続と国保 どちらに加入するほうが有利？

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度（以下「任意継続」という。）では一部負担金払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付のない国民健康保険（以下「国保」という。）と比べ、給付面では有利であるといえます。

一方、費用面では、**任意継続**は常に退職時の標準報酬月額と平均標準報酬月額との比較により保険料を算出するため、**1年目も2年目もあり変わらない**という特徴があるのに対し、**国保は常に前**

年の収入を基に保険料を算定するため、**1年目は高額となり2年目は下がるケースが多い**ようです。

また、国保の保険料は世帯ごとに算出され、上限額も設定されていることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合は、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任意継続に加入し、2年目は国保に切り替えることもできますので、ご自身やご家族の状況に合わせて選択してください。

※国保など他の医療保険制度に一度加入されますと、その後任意継続に加入することはできませんので、ご注意ください。

任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛金率を乗じて求めます。
①退職時の掛金の標準となった標準報酬の月額
②平均標準報酬月額 380,000円
(令和元年9月末現在における現職組合員の平均標準報酬月額)



※1. 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。
2. 掛金率及び平均標準報酬月額は、年度によって変わる場合があります。

令和2年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)について

令和2年度の任意継続組合員に係る掛金額(年額)は下表のとおりとなります。

退職時の標準報酬月額	月払い		半年前納		1年前納	
	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金	短期掛金	介護掛金
160,000円	185,664円	32,904円	183,856円	32,583円	182,368円	32,320円
170,000円	197,268円	34,956円	195,347円	34,615円	193,766円	34,335円
180,000円	208,872円	37,020円	206,838円	36,660円	205,164円	36,363円
190,000円	220,476円	39,072円	218,329円	38,691円	216,562円	38,378円
200,000円	232,080円	41,136円	229,819円	40,735円	227,960円	40,406円
220,000円	255,288円	45,240円	252,801円	44,799円	250,756円	44,437円
240,000円	278,496円	49,356円	275,783円	48,876円	273,552円	48,480円
260,000円	301,704円	53,472円	298,766円	52,951円	296,348円	52,523円
280,000円	324,912円	57,588円	321,747円	57,027円	319,144円	56,566円
300,000円	348,120円	61,704円	344,729円	61,103円	341,940円	60,609円
320,000円	371,328円	65,808円	367,711円	65,167円	364,736円	64,640円
340,000円	394,536円	69,924円	390,693円	69,243円	387,532円	68,683円
360,000円	417,744円	74,040円	413,674円	73,318円	410,328円	72,726円
380,000円以上	440,952円	78,156円	436,657円	77,395円	433,124円	76,768円

※1. 令和2年4月に資格取得した場合の掛金額です。 2. 半年又は1年前納の場合には、割引が適用されます。
3. 退職時の標準報酬が150,000円以下の場合上記の算定式にて計算してください。

年金

【令和二元年度に】

退職する方の場合

平成27年10月から被用者年金は二元化され、共済年金は厚生年金に統一されています。

これにより平成27年10月以降に受給権が発生する方は、老齢厚生年金と退職共済年金(経過的職域加算額)(注1)をご請求いただくこととなりますので、その請求方法等についてご案内します。

年金の決定請求について

昭和28年4月2日以降生まれの一般組合員は年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられる(注2)こととなっています。

今年の3月末で定年退職となる昭和34年度生まれの一般組合員については、64歳が支給開始年齢となります。

支給開始年齢に到達し老齢厚生年金等の受給権が発生する場合は、年金の請求をしていただくこととなりますが、**組合員資格を有した状態で在職中**(以下、組合員として在職中という。)の方とそうでない方では取り扱いが異なります。

受給権発生時に**組合員として在職中**の方は、所属所から渡される年金請求書

を受給権発生後、所属所を経由して速やかに本組合にご提出ください。

それ以外の方は、受給権発生時の3か月前に本組合又は日本年金機構等から自宅へ送付される年金請求書を、本組合又は年金事務所等にご提出ください。

年金は支給開始年齢到達月の翌月分から支給されます。

ただし、老齢厚生年金については、**組合員として在職中**の方や、退職後に再就職し厚生年金保険に加入している方は、その標準報酬月額等に応じて、年金額が全額又は一部支給停止となることがあります。

退職共済年金(経過的職域加算額)については、**組合員として在職中**の間は全額支給停止となりますが、それ以外の間は民間企業等に在職中であっても、全額支給されます。

なお、**組合員として在職中**の方が受給権発生後、退職(組合員資格を喪失)したときには、受給権発生時から退職するまでの組合員期間と標準報酬月額等(期末手当等を含む。)を追加算入し再計算をする「退職改定」が行われます。

また、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として平成27年10月に創設された退職等年金給付については、原則、65歳からの支給となりますので、65歳到達時に請求していただくこととなりますが、65歳到達時に**組合員として在職中**の方は退職後の請求となります。

このほか、受給権発生時に、遺族の年

金や障害の年金を受給中の場合、原則として、いずれか一つの年金を選択することになりますのでご注意ください。

(注1)平成27年9月までの組合員期間並びに平均給料月額及び平均給与月額に応じて算出される共済年金独自の年金。

(注2)一定条件に該当する特定消防組合員の報酬比例部分支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっています。

退職届書の提出について

退職により組合員資格を喪失するときには、「退職届書」を所属所経由でご提出ください。

なお、退職後、住所・氏名を変更する場合は、必ず共済組合年金係にご連絡ください。

障害の状態にある方の特例について

障害の状態にある方については、障害厚生年金や老齢厚生年金の障害者特例の制度がありますので所属所の共済組合事務担当課又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、障害者手帳の等級とは異なりますのでご注意ください。

障害年金については、11ページをご参照ください。

再就職先で雇用保険に加入する皆さまへ

65歳未満の老齢厚生年金受給者が失業給付を受給した場合、受給している間は、失業給付の額にかかわらず、老齢厚生年金は全額支給停止となります。

一方、退職共済年金の経過的職域加算額は全額支給されます。



貯金事業

年利1.0%

(税引後0.79685%)

令和2年3月1日現在

共済貯金は、退職後に共済組合の**任意継続組合員**となった場合に限り、現職のときと同様に引き続きご利用いただけます。預入れは「臨時増額貯金払込書」により共済貯金払込取扱金融機関から振込みを行うことで、払戻しは「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで、ご利用いただけます。共済貯金払戻請求書の受付締切日及び送金予定日については、共済組合ホームページに掲載の「共済貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

なお、退職後は定例貯金(毎月貯金・賞与貯金)のご利用ができなくなりますので、**毎月貯金・賞与貯金それぞれの中止届(変更届)**の提出が必要です。

また、現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

任意継続組合員にならない場合又は**任意継続組合員でなくなった場合は解約**していただくこととなります。「共済貯金解約請求書」をご提出ください。

なお、解約金の送金については、順次送

金いたしますが、各月下旬に共済貯金解約請求書を提出された場合は、当月内の送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

貸付事業 物資供給事業

退職後のご利用はできません(**任意継続組合員となった場合でもご利用できません**)。ので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただきますこととなります。



保健事業

退職後の保健事業について

退職後は、人間ドック等利用助成などの**保健事業はご利用できません**。

ただし、**任意継続組合員となった場合は、特定健康診査・特定保健指導のみご利用できます**。

毎年6月上旬に、「特定健康診査受診券」を送付しており、「特定保健指導利用券」については、特定健康診査の結果を対象となられた方のみ随時送付しています。

なお、特定健康診査・特定保健指導ともに**無料**で受けることができますので、ぜひご利用ください。

組合員証の返納は速やかに!

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりますので、**退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済組合事務担当課を経由して共済組合へ返納してください**。

また、「組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、併せて返納してください。

お願い



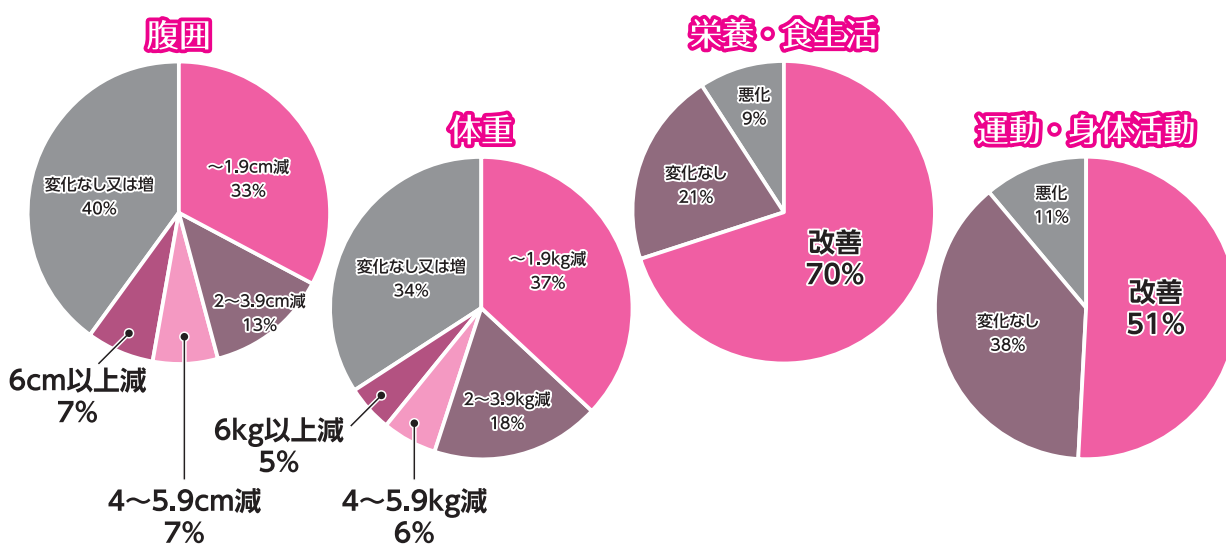
生活習慣改善レポート

平成30年度 特定保健指導の実施結果を報告します!!

平成30年度の健診結果を階層化し、特定保健指導の積極的支援又は動機付け支援に該当したため、本組合又は本組合が委託する特定保健指導実施機関の保健師や管理栄養士等が実施する3か月以上の生活習慣見直しのためのサポート(特定保健指導)を受けた方たちの結果についてご報告します。

特定保健指導終了後、腹囲、体重ともに約6割以上の方が健診時の数値から改善しています。また、約7割の方に栄養・食生活の改善がみられ、約5割の方に運動・身体活動の改善がみられます。

2018 脱メタボMVP
◆ ◆ 腹囲 16.5cm減 体重 20kg減 ◆ ◆



特定保健指導は生活習慣の改善をサポートするものです。特定保健指導に該当した場合には、
無料で当該特定保健指導を受けることができますので、ぜひご利用ください。

特定健康診査受診券又は特定保健指導利用券が届いた 家族(被扶養者)の皆さまへ

本組合では次のいずれかを満たす被扶養者を対象に図書カード(1,000円分)を進呈しています。

- ① 特定健康診査受診券を使用せず、パート先等で受診した令和元年度の健康診断の結果を本組合にご提供いただいた方(必要書類:受診券、健康診断の結果(写)、質問票)
 - ② 特定保健指導を利用し、3か月以上の継続的な支援を受け終了した方
- 詳しくは、本紙令和元年7月号(Vol.305)又は当該受診券等の送付文書をご覧ください。

速報

令和2年度 人間ドック等申込募集結果

令和2年度の人間ドック等利用希望者の募集については、10,574人の方に申込みいただきました。申込内容に基づき、健診機関と調整を行っていますが、健診機関の利用枠の状況により、第二希望の申込内容で決定する場合があります。

なお、この場合、第二希望の申込みをしていない方は、人間ドック等をご利用になれませんのでご了承ください。

また、申込後の**健診機関及び利用区分の変更はできません**。

利用決定者には、事前に「人間ドック等利用券」を所属所経由で配付します。当該利用券が届きましたら、**利用券に記載の注意事項等を必ず読んでください**。健診機関に利用券の提出がない場合は、人間ドック等利用助成を受けることができませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

人間ドック等の健診結果により特定保健指導の対象となった場合は、必ず特定保健指導をご利用ください。対象となったにもかかわらず、特定保健指導を利用しなかった場合は、助成を受けられないことがありますので、ご注意ください。

保健課からのお知らせ

新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成の廃止について

令和2年3月31日をもって、新婚・銀婚利用助成及び永年勤続利用助成を廃止します。

ただし、令和2年3月31日までに利用条件を満たす方は、助成を受けることができますが、令和3年3月31日までの経過措置となりますので、ご注意ください。

詳しい内容につきましては、共済組合ホームページでご確認ください。

福祉施設利用助成対象施設の見直しについて

令和2年4月1日から、福祉施設利用助成対象施設を見直します。

見直し後の当該助成対象施設は、公務員共済グループの施設や愛媛県内の公営宿泊施設となります。

福祉施設利用助成対象施設につきましては、共済組合ホームページでご確認ください。

はり・きゅう施術料助成の廃止について

平成29年度をもって、はり・きゅう施術料助成を廃止しました。

ただし、平成30年3月31日までに受けた施術については助成の対象となりますので、請求忘れがないよう速やかにご請求ください。

こころとからだの健康相談

組合員及びその家族を対象として、電話及びWEBによる健康相談・メンタルヘルス相談等を行っています。**通話料・相談料は無料**で、匿名でご利用いただけます。

プライバシーは厳守され、ご相談の内容が他人に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

電話相談 0120-923-269

受付時間:24時間・365日 ◆携帯電話からでもご利用いただけます。
※メンタルヘルス相談は平日9時～21時、土曜日10時～18時(日・祝、1月1日～3日休み)

WEB相談 健康・こころのオンライン

<https://www.healthy-hotline.com/>

2019年11月の相談ランキング(全国集計)

健康相談ランキング

- 1位 治療中の疾患に関連する症状
- 2位 薬の知識
- 3位 診療科別病院情報

こころの相談ランキング

- 1位 メンタル症状で悩んでいる
- 2位 子供の問題を抱えている
- 3位 対人関係がうまくいかない



このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 厚生係 ☎ 089(945)6318



手続方法は？

開始

共済組合のホームページ等で「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を入手し、必要事項をご記入の上、下記書類を添えて所属所の共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

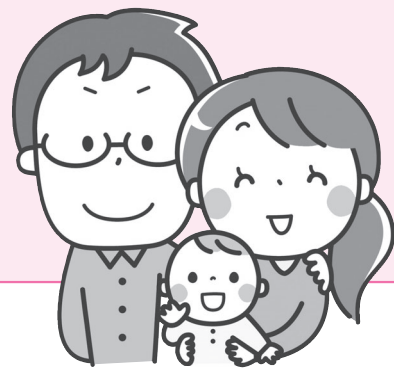
添付書類(提出日から90日以内に発行されたものに限る。)

- 組合員及び当該子の戸籍抄本
- 世帯全員の住民票
- 子を養育することとなった年月日を証する書類(子の生年月日と同じ場合は省略可)

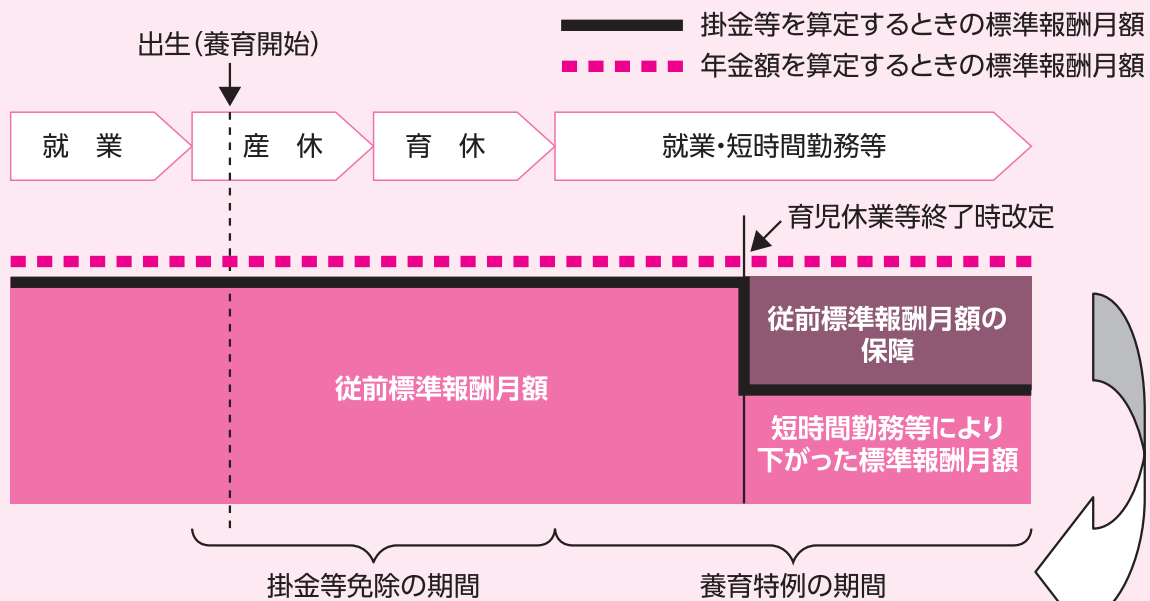
終了

共済組合のホームページ等で「3歳未満の子を養育しない旨の届出書」を入手し、必要事項をご記入の上、所属所の共済組合事務担当課を経由してご提出ください。

ただし、子が3歳に到達したときや組合員資格を喪失したときは、提出の必要はありません。



特例適用のイメージ



短時間勤務等により、養育開始後の標準報酬月額が従前標準報酬月額を下回ったため、差額が年金額の算定上保障されます。

養育特例に関する問い合わせ先

共済組合総務課 総務係 ☎ 089(945)6315

3歳未満の子を 養育する組合員の皆さまへ

男性も
対象です!
お得な制度を上手に
利用しましょう!

年金計算における養育特例制度をご存じですか?

養育特例って?

3歳未満の子を養育している組合員について、養育開始後の標準報酬月額が養育開始前の標準報酬月額(以下「従前標準報酬月額」という。)を下回る時、組合員からの申出により、年金額の計算においては従前標準報酬月額を適用する制度です。

なお、この制度は、短時間勤務の開始や時間外勤務の減少等で報酬が低くなったことにより、将来受け取る年金が低くなることを避けるための措置であることから、短期給付等の算定基礎となる標準報酬月額には適用されません。



対象者は?



- 3歳未満の子を養育している組合員です。ただし、単身赴任等で子と別居している場合は対象となりません。
- 男女ともに対象となります。
- 「子を被扶養者としている」などの要件はありません。
- 「育児短時間勤務・部分休業を取得している」などの要件もありません。

適用期間は?

開始

- 子が生まれたとき
- 子と養子縁組したとき
- 子と同居したとき
- 掛金免除(育休・産休)を終了したとき



終了

- 子が3歳に到達したとき
- 組合員資格を喪失したとき
- 他の子を養育することとなったとき
- 子の死亡又は子と別居により養育しなくなったとき
- 掛金免除(育休・産休)を開始したとき
- 組合員が70歳に到達したとき

※組合員が70歳以上の場合は、退職等年金給付においてのみ特例が適用されます。

柔道整復師(接骨院・整骨院)のかかり方

<単なる肩こりや腰痛などに組合員証等は使えません>



接骨院や整骨院の看板に「各種保険取扱」と表示されていることがありますが、組合員証等を**使える場合**と**使えない場合**がありますのでご注意ください。

組合員証等が使える場合 (一部自己負担)

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れなど)
- 骨折、脱臼などの応急処置
(応急手当後の施術については、医師の同意が必要です。)



組合員証等が使えない場合 (保健給付の対象外で、全額自己負担となります。)

- 日常生活における疲労、肩こり、腰痛
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- あんま・マッサージ代わりの利用
- 内科的原因による疾患(神経痛やリウマチなどからくる痛みやこり等)
- 骨折、脱臼(応急処置又は医師の同意が得られているものを除く)
- 症状の改善がみられない長期の施術
など

柔道整復師(接骨院・整骨院)にかかるときは

- 組合員証等を利用される際は、負傷の原因を正確に伝えてください。
- 「療養費支給申請書」は、傷病名、日数、金額などをよく確認し、ご自身で署名してください。
- 領収書は必ずもらうようにして、金額などに相違がないか確認しましょう。
(医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管してください。)

施術内容について共済組合委託業者からおたずねすることがあります

組合員証等を提示して柔道整復師から施術を受けた方に、委託業者(株)オークスから文書により施術内容等について照会させていただく場合があります。そのため、負傷部位、施術内容、施術日の記録、領収書等を保管していただき、照会がありましたらご回答いただきますよう、ご協力をお願いします。

平成30年7月豪雨により被災された皆さまへのお知らせ

共済組合では、組合員又は被扶養者が居住する住居又は家財に被害を受けた場合、その損害の程度に応じて災害見舞金が支給されます。請求期限は被災した日から2年間ですが、支給要件に当てはまる方は早めのご請求をお願いします。

請求手続等の詳細は、所属所の共済組合事務担当課、又は共済組合保健課医療係までお問い合わせください。

このページについての問い合わせ先

共済組合保健課 医療係 ☎ 089(945)6313

在職中の障害厚生(共済)年金について

被用者年金一元化(平成27年10月)前は、障害共済年金の受給権者が組合員である場合は、「給与+障害共済年金の額」に応じて障害共済年金の全部又は一部が支給停止されていましたが、**一元化以降は、組合員又は厚生年金の被保険者等である場合であっても障害厚生(共済)年金が支給されます(組合員である間については職域部分(3階部分)は支給停止されます。)**

組合員である間に初診日(注1)のある傷病が原因となって、障害認定日(注2)において、障害等級が1級、2級又は3級に該当する程度の障害の状態(注3)にあるとき、共済組合が障害厚生(共済)年金を決定(注4)します。

障害厚生(共済)年金の請求を行える障害の状態にあるか不明な場合は、共済組合に相談いただきますようお願いいたします。

(注1) 初診日とは、その傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいいます。

(注2) 障害認定日とは、初診日から起算して1年6か月を経過した日をいいます。ただし、その傷病が治ったとき、又はその症状が固定し治療の効果が期待できない状態に至ったときは、初診日から1年6か月を経過しなくても、その日が障害認定日になります。

- 〈例〉①人工透析を初めて受けた日から起算して3か月を経過した日 ②人工骨頭又は人工関節をそう入置換した日
③心臓ペースメーカー又は人工弁を装着した日 ④人工肛門又は新膀胱を造設した日、尿路変更術をした日
⑤肢体を切断又は離断した日 ⑥喉頭全摘出した日

ほかにも該当する場合がありますので、気になる方は本組合にお問い合わせください。

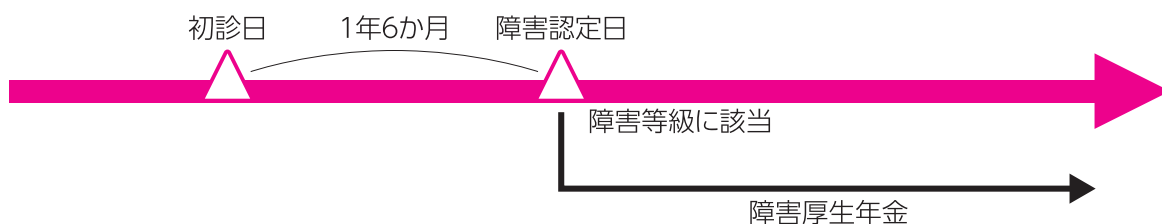
(注3) 障害等級1級から3級に該当する程度の障害の認定基準の目安は次のとおりとなります。

1級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度のもの
2級	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状で、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で、労働による収入を得ることができない程度のもの
3級	労働が著しい制限を受けるか又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

(注4) 初診日が一元化以降の場合、障害厚生年金のみの決定となります。

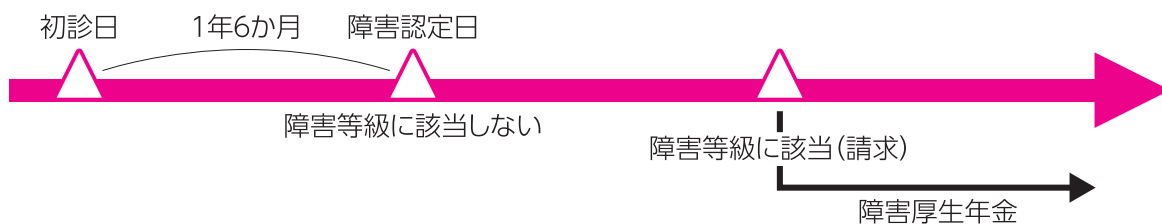
請求事例1 障害認定日による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日において、障害等級1~3級に該当すると認定されたとき



請求事例2 事後重症制度による請求

組合員期間中に初診日があり、かつ障害認定日時点では、障害等級1~3級に該当しなくても、**65歳に達する日の前日までの間**に、その傷病により3級以上に該当すると認定されたとき



被扶養者の取消手続きをお忘れなく！

今年度も残すところあと1か月となり、卒業、進学、就職など、被扶養者に異動が多い時期となりました。

被扶養者の方に異動が生じた場合は、認定・取消等の手続きが必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続きを忘れがちになりますので、異動手続きの必要があるか下図で確認の上、該当する方は速やかに手続きをお願いします。

就職するとき

被扶養者の取消手続きが必要となりますので、次の書類等を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員被扶養者証

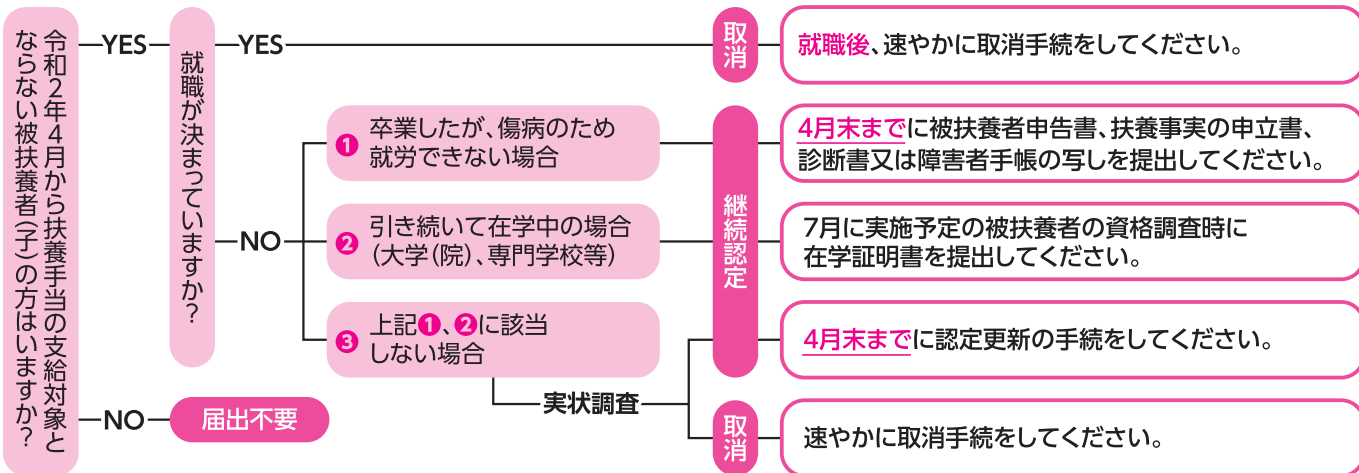


学校を卒業したが就職ができないとき

学校卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかったため、引き続き組合員の扶養を受ける場合は、被扶養者認定の更新手続きが必要となりますので、次の書類等を4月末までに提出してください。

- 被扶養者申告書
- 扶養事実の申立書
- 組合員被扶養者証

扶養の事実・扶養しなければならぬ実状を調査確認した上で、認定の可否を判定します。なお、認定期間については、最長1年間となります。



組合員証等の提示にご注意ください

被扶養者の取消後は、組合員被扶養者証を使用して保険医療機関等を受診することはできません。勤務先の健康保険等に加入するなど保険証が変わった場合は、医療機関等の窓口には必ず申出を行い、新しい保険証を提示するようにしてください。

取消手続きが遅れ、そのまま組合員被扶養者証を使用して保険診療を受けた場合には、取消日に遡って共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。



令和2年
4月1日から

被扶養者の認定要件に 国内居住要件が追加されます

地方公務員等共済組合法の改正により、被扶養者の認定要件に、「国内に居住していること」(国内居住要件)が追加されます。被扶養者の住所については、日本国内に住民票があるかどうかで判断することとなります。

住民票が日本国内にある者は、原則国内居住要件を満たしますが、住民票が国内にあっても、就労を目的に海外に渡航するなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、国内居住要件を満たさないこととなります。また、一時的に海外に渡航している者で、次のような場合に該当するときは、住民票が日本国内にない者でも引き続き被扶養者として認定することができます。

日本国内に住民票がないが、引き続き被扶養者認定が可能な者(国内居住要件の例外)

- 海外留学をする学生
- 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- 渡航目的その他の事情を考慮して国内に生活の基盤があると認められる者 など

令和2年4月1日以降に、要件を満たさない被扶養者がいる場合には、被扶養者認定取消の手続を行っていただく必要があります。手続が遅れ、医療費等の過誤給付が発生した場合には、医療費等の返還が必要になる場合がありますので、認定取消となる被扶養者がいる組合員の方は、速やかに手続をお願いします。

年金者連盟からのご案内

年金請求待機者になられたら
ぜひ年金者連盟にご加入ください!!

年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

また、年金請求待機者の方も連盟活動に参加(会費免除)して頂けます。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は8300余名となっており、県下郡市による18支部と分会に分かれて活動しています。

主な活動と事業

- ① 各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- ② 年金受給者の処遇改善の陳情を全国の連盟と共に実施

連盟の会費と加入方法

● 会費の額

年金額に応じ
年間500円～5000円

● 会費納入方法

毎年4月の年金支給期に
年金から控除

● 加入方法

「年金者連盟加入届」に
住所・氏名等を記入捺印のうえ
ご提出ください。

お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、
共済組合事務担当課、又は、
愛媛県市町村職員年金者連盟
☎089(9221)5651まで

入学・修学貸付受付中

貸付利率
年1.26% (変動金利)

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。貸付の**申込時期は3月～4月**です。**5月以降は、貸付額が制限**される場合や**貸付できない**場合がありますので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済組合事務担当課へお申し出ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付事由	入学時に要する諸費用 ● 入学金、教科書代、授業料等 ● 敷金礼金等 ● 家具・家電(下宿の場合) ● 制服等	修学(進学・進級)に要する諸費用 ● 当該年度分(※)の授業料、通学費用 ● 家賃 ※秋季入学等のケースについては進級又は卒業までの最長1年分(9月進級のときは8月分まで)となります。なお、申込時期は必要とする時期の2か月前からとなります。
限度貸付額	給料月額6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき15万円以内 ※1万円単位
貸付利率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 貸付利率は、年1.26% ※貸付利率は、地方公務員等共済組合法第77条第4項に規定する基準利率の変動に伴い変動します。 ● 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据え置かれます。(元金据置期間中は利息分のみ償還になります。) ※修学貸付は、申出により、修学終了を待たずに償還を開始することができますが、翌年度以降、修学貸付の増額貸付が受けられなくなりますのでご注意ください。 ※留年分の学費は修学貸付の対象とはなりません。(普通貸付でもお申込できません。) ● 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が給料月額の30%を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が年収の30%を超える場合は、貸付を受けられません。 ● 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済組合事務担当課までお問い合わせください。 	

■物資指定店(取消・変更)

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
取消	R1.11.30	兵頭自動車整備工場	西予市野村町四郎谷2-68	(0894) 75-0321	自動車(車検含む)
取消	R1.12.31	友久鑑車	今治市伯方町北浦甲772-1	(0897) 73-0703	自動車
取消	R1.12.31	(有)カーセンターリミテッド	松山市北久米町307-1	(089) 976-7110	自動車(車検含む)
取消	R1.12.31	(有)ブルーパンサー	伊予郡砥部町拾町3-1	(089) 958-1080	自動二輪車
取消	R1.12.31	協和自動車工業	新居浜市庄内町1丁目4-1	(0897) 33-3992	自動車(車検含む)
取消	R1.12.31	(株)bp	伊予郡砥部町拾町357-1	(089) 905-3366	自動車(車検含む)
変更	R2.1.8	(株)宇都宮モータース	新:西予市明浜町俵津9-317 旧:西予市明浜町俵津9番耕地317番地	(0894) 65-0226	自動車(車検含む)

マイカー購入は共済組合で
 ―物資供給事業のご案内―
年利1.9% (変動金利) (令和2年3月1日現在)
 物資供給事業契約業者(指定店)では、共済組合の立替払いで自動車等の生活必需品が購入できます(上限**200万円**)。
 償還(返済)方法は、支払い忘れのない給与控除で、給料からは60回以内、賞与からは立替金額の半分以上でそれぞれ自由に返済期間の設定ができます。
 また、組合員割引を実施している指定店もございますので、ご利用をご検討ください。
 なお、事業の詳細及び指定店名簿、割引内容につきましては、共済組合**ホームページ**をご覧ください。

このページについての問い合わせ先

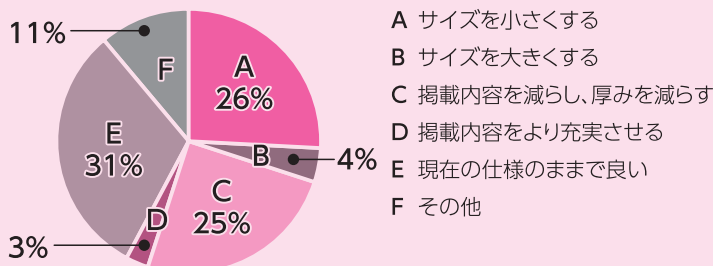
共済組合経理課 貯金貸付係 ☎ 089(945)6316

共済貯金に係るノベルティのアンケート結果について

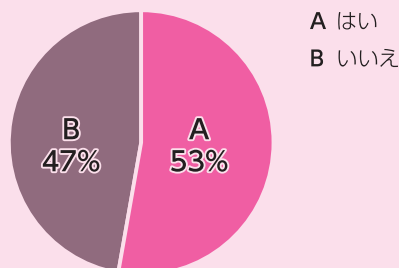
令和元年9月末日の在職共済貯金加入者を対象に共済貯金に係るノベルティのアンケートを行いました。公務御多忙のところアンケートの回答にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

今回の結果を参考に今後のノベルティの在り方等について検討してまいります。

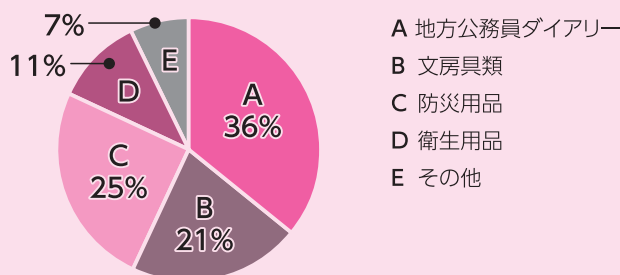
■「地方公務員ダイアリー」の仕様について



■「地方公務員ダイアリー」(スケジュール帳)を活用されていますか。



■共済貯金に係るノベルティについて



組合会議員・役員の退職について

魚崎松芳議員(第3選挙区 宇和島市)が令和2年1月20日をもって組合会議員及び職員側監事を退職されました。

新組合会議員の選出について

魚崎議員の退職に伴う、職員側議員の欠員については、平成30年11月15日に実施した任期満了に伴う組合会議員選挙の結果に基づき、細川洋一議員(第3選挙区 松野町)が令和2年1月21日付けで繰上当選となりました。



細川 洋一
(松野町総務課)

新役員(監事)の選出について

魚崎監事の退職に伴い欠員となっていた職員側監事については、令和2年2月25日に開催された第201回組合会で戸田光文議員が選出されました。

記事の訂正とお詫び

本紙令和2年1月号(Vol.307)の年頭のごあいさつ記事の中で、本組合の学識経験監事である原田監事の肩書に下記のとおり誤りがありましたので訂正してお詫びいたします。

【正】学識経験監事 原田 満範(公認会計士)

【誤】学識経験監事 原田 満範(松山大学経営学部教授)

春の旬彩プラン



お一人様
3,500円
コース(税込)

飲み放題 2時間 お一人様**1,500円**(税込)
瓶ビール・日本酒・焼酎・酎ハイ・ソフトドリンク・果実酒・
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール



ご予約
承り中

※4月30日
まで

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますので
お気軽にお問い合わせください。

中国・四国地区市町村職員共済組合共同企画『中国四国共同プラン』令和2年9月30日まで販売中!
詳しくはお電話にて係にお問い合わせいただくか、又はえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは

えひめ共済会館

〒790-0003
松山市三番町5丁目13-1

TEL 089-945-6311
FAX 089-945-6322

【ホームページアドレス】
<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>
【Eメールアドレス】
e-kyosai-kaikan@dune.ocn.ne.jp



表紙によせて

日本遺産「村上海賊」

(今治市)

戦国時代、「日本最大の海賊」と称された「村上海賊」。実態は理不尽に船を襲うパイレーツではなく、航海の安全を保障し、瀬戸内海の交易・流通の秩序を守る重要な役割を担いました。

今治・尾道をつなぐ芸予諸島をゆけば、瀬戸内海随一の多島美とともに、村上海賊の記憶をたどることができます。

今年の10月10日(土)・11日(日)に開催される「日本遺産フェスティバル in 今治」では、全国の日本遺産が集結し、今治市は日本遺産一色に染まります。県内はもとより、県外から多くの皆さまのお越しを心よりお待ちしております。



—組合の現況—
(令和2年1月末現在)

◎所属所数	41
◎組合員数	14,500人
男	9,280人
女	5,220人
◎平均標準報酬月額(短期)	381,556円
◎被扶養者数	15,618人
(含任継)	内 117人
◎任意継続組合員	205人
◎年金受給者数	18,205人